

議員発案第 4 号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成 17 年由利本荘市条例第 265 号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第 112 条及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 29 年 11 月 14 日提出

由利本荘市議会議長 様

提出者	由利本荘市議会議員	伊藤 順 男
賛成者	同 上	渡 部 功
	同 上	伊 藤 岩 夫
	同 上	今 野 英 元
	同 上	佐々木 隆 一

提案理由

資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例(平成17年由利本荘市条例第265条)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「10人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。